

第四十三回国会 衆議院 内閣委員会議録第十九号

昭和三十八年五月二十三日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事内藤 隆君

理事藤原 節夫君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事山内 広君

内海 安吉君 草野一郎平君

笹本 一雄君 辻 寛一君

船田 中君 保科善門郎君

久保田鶴松君 田口 誠治君

中村 高一君

出席國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員 宇田 國榮君

行政管理政務次官

総理事務官 山口 一夫君

(行政管理庁行政管理局長)

総理事務官 山口 西君

(行政管理庁行政管理局長)

委員外の出席者

総理事務官 井原 敏之君

(臨時行政調査会事務局次長)

専門 員 加藤 重喜君

本日の会議に付した案件

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

○永山委員長 これより会議を開きます。行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

法律案を議題といたします。

質疑に先立ちまして、この際、本案に関連して、政府より臨時行政調査会の調査の現状について発言の申し出がありますので、これを許します。井原臨時行政調査会事務局次長。

○井原説明員 私、臨時行政調査会の事務のほうをあらかじめ御報告したいと思っております。

昨年二月十五日に七人委員の初会合をいたしました。昨日まで六十一回の会合を開いております。七人委員のものと三つの専門部会と一つの特別部会を置きまして、専門委員は御承知のように二十一人、これを三つの部会に配属して、それぞれ分担しておるわけでありまして、特別部会は、そのほかに専門委員の併任で、委員の一人を長といたしまして編成をいたしました。担当いたしました項目は、第一専門部会と申しますのが、行政の総合調整の問題と予算会計の問題を検討いたしております。第二専門部会が行政事務の合理的配分の問題と取り組んでおります。第三専門部会が行政の運営の問題一般と公務員に関する問題を検討いたしております。これが三つの専門部会の大きな分担でございますが、そのほかに、先ほど申し上げました特別部会が、首都圏行政の改革について検討いたしてまいりました。

今日までに七人委員会に報告のありましたのは、第一に、首都圏行政改革に関する特別部会の報告でございます。引き続きまして三月に、第一部会から、行政の総合調整に関する問題といたしまして、内閣、総理府、予算の關係、編成機構等を中心とする中間報告が七人委員会に出されております。また引き続きまして三月の終わりに、第二部会から、行政の合理的配分に関する中間的な考え方の報告がございまして、さらに四月になりました、第三部会から、許可認可等の整理統合、廃止、権限委譲等についての中間報告がございました。さらに行政手続の問題についての報告がございました。続いて、いわゆるお役所仕事のやり方の問題、行政運営の近代化と申しますか、そういう問題を担当しておる項目が報告されました。今日まで七人委員会に対して部会から報告のありましたものは以上でございます。いま残してありますのが、予算会計に関する問題、公務員に関する問題が、まだ委員会に提出がなされておらない現状でございます。

また、七人委員会の審議状況は、特別部会を設けて検討いたしました首都圏の行政改革の意見につきましては、調査会内部といたしましては、委員会の段階で大かたの骨子が固まりつつあるという段階でございます。その他、先ほど申し上げました各部会からの中間報告につきましましては、七人委員会がただいま検討を開始しておるとい状況でございます。昨日、一番初めに中間報告のありました行政の総合調整に関する問題について、七人委員会と

して部会に対して若干の注文をつけ、こういう状況でございます。部会の審議状況はおおむね以上のようでございます。

ただこの際、特に私事務当局として御報告を申し上げたいのは、七人委員会は、最近三回の会合を持って検討いたしております。昨年の二月以来六十一回になったと申しますのは、そういう頻度でやっておりますので、申すまでもなく、第一線の現役の中心人物ばかりでありまして、非常な犠牲を払っていただいておりますというふうに思っております。また、専門部会の専門委員の方々も、ほとんどみな現役の中堅の方々ばかりでありまして、大體週二回平均調査会に参りまして、検討を続けておるわけでありまして、こういうたいぐいのものとしては、おそらく最も格別な調査会ではないかというふうに考えております。現在の段階は以上でございます。

○永山委員長 これより本案について質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。石山權作君。

○石山委員 中間報告という手続上の問題を承ったようなわけでして、内容的にはさっぱり了解に苦しむわけですね。ただ、私らとしては、あまり立ち入って問題の内容を詳しく聞くという態度でいいのではないけれども、こういう問題が中心になったとか、この問題は

まだなかなか解決に至らないとかいうことがいささかわかかっていないと、幾ら手続上了解して中間報告だといましても、いささかの足らぬのでございます。ですから、大まかでもよろしいのでございまして、いままでの手続上と経過の問題に付加して、もう少し内容等に触れていただきたいと思います。

○井原説明員 七人委員会が審議を始めておる段階でございますので、中間報告のごくねらっておるところの問題点らしきものを申し上げ、特別部会は大かたの点において七人委員会としての結論に達しておりますので、その点についてはやや詳しく御報告をいたしたいと思っております。

首都圏行政の改革につきまして、大體構想としましては、いま首都圏整備委員会をもう少し強化する。調査会の原案といたしましては、いまの行政委員会制度は再検討をして、六人の長官を置いたほうがいいのじゃないか。それから現在関係各省に対して単に勧告権があるだけでございまして、首都圏整備関係に関する予算の一括計上等、若干の強い権限を持たせる必要がある。ただ、原則としまして考えておりますことは、あくまで計画調整の機関でありまして、みずからは実施をしない、実施は、それぞれの建設省なり運輸省なりあるいは関係の地方公共団体なりが実施するわけでありまして。いまは首都圏整備の範囲は一部七県でございまして、この範囲について、人

口の分散、産業の集中排除を基幹として、総合的な計画を立てて、これを強力に推進しようという構想でありますので、その点ではいまの首都圏整備委員会ではやや弱い、東京を中心とするこの急場を救うには、もう少し強力な機関が必要であるという結論でございます。これは大体七人委員会の段階でおおむね意見の一致しておることでございます。

あとの点は、七人委員会がまだ全部意見を出しておりませんので、中間報告自体の中身のさわりのところだけということになろうかと思っておりますが、行政の総合調整の問題としましては、一応中間報告としまして、内閣の規模の問題、内閣の補助部局のあり方、その中身は内閣官房のあり方、総理府のあり方、総理府と申しましたも、外局を含めますので、非常に広い範囲でございますが、行政のトップ・レベルにおける総合調整の問題と政策決定の問題をいまのような機構で十分かどうかというところが中心でございます。したがって、これに関連しまして、政策と予算がらひらでございまして、予算編成機構の問題も並行して検討する。ただ、この間、総合調整の中間報告には、予算編成機構の問題につきましては、同じ第一部の別の班が検討いたしておりました、まだ報告が出ておりませんので、あまり立ち入ったことがわかっておらないわけですが、そういう総理府を中心とした内閣の統制力の強化ということを中心とした機構のあり方を検討したのが内容でございます。

それから第二部会でございますが、

第二部会の権限の合理的再配分の問題で、いま部会として考えておりますことは、各省の保有しておる権限をこの際思い切つて地方に委譲する。なかなか実施権限の委譲を思い切つてやつたらどうか。中央はなるべく原則としては企画事務に専念する。しかし、全国的な問題、非常に広い範囲での配慮で処理しなければならぬ問題等がありますので、実施事務であれば何でもかでも地方委譲というわけにはまいりませんけれども、権限としては、日本の中央官庁は少し仕事をかかえ過ぎておるといふ観点で、地方、地方で仕事のはかがいのように、県庁にしましては、市町村にしましては、出先を相手に事が片づくようにということ、思い切つて出先に権限を委譲していく。中央段階で共管、競合の整理をやりますことは当然でございます。その点で各省の権限の再配分が行なわれますが、一方ではそういうふうな中央から地方に対して思い切つて権限の委譲をやる。権限の委譲も、現在のようにはばらばらで出ております各省の出先機関にただおろしただけでは十分ではない。考え方としては、関連の深い出先機関は思い切つてこの際統合する。それに強力な長官を置いて運営すれば、一々東京に出てこなくても話が進むようになるのではないかと、こういう配慮で、構想としましては、全国を七つないし九つのブロックに分けて、地方庁というよりようなものを置いて、ここで問題が片づくように、この配慮は、実施権限が出先、地元、地元においてできますと、地域的な窓口をなるべく一元化しようという配慮から、地方庁という構想を出しております。

第三部会で三つ報告が出ておりますが、第一は、許可、認可、特許、届け出、報告、検査、試験、いろいろな行政処分があるわけでありまして、これをこの際思い切つて廃止できるものは廃止する、また似たようなものは統合する、あるいは中央が保有しておりました問題で、県なり市町村に委譲した問題で、県なり市町村に委譲した簡便になるという面では、思い切つてこの面でも権限の下部委譲をやる。それから許可にしておりましたものを規制を少し緩和いたしました。この程度のことには届け出ないし報告で、役所としては承知だけしておればよいじゃないかというものをその統制をゆるめよう、こういうことで、約五百の項目を——全国のアンケート、業者団体、行政監察結果あるいは苦情相談で入ってきたもの等から問題点を整理いたしました。行政管理庁の全面的な協力を得まして、約二千件の問題点を整理して、その中で運営で済むものは運営の問題、法律改正を要しませんが、そういう問題約一千件を落としまして、その中で、なお各省とシラミつぶしで項目のやりとりをやりまして、約五百の問題をいまの廃止、統合、整理、規制の緩和という配分で分けて、検討を続けてまいりました。この間報告が出ましたのは、その約五百の中の三分の一程度でございます。百五十ばかりの廃止、統合、整理を委員会に報告したわけでございます。

それから次に、行政手続でございますが、これは、例の戦後の立法でとみにふえまして聴聞とか、不服の申し立てとか、審査要求とかいろいろ行政処分の、民主的な処分の保障のための制度が、各実体法の中にございまして、これを思い切つて全面的に洗い出したわけですね。これを洗いますと、各省ごとに扱いが非常に区々でございまして、また、いろいろな法律の要求しておる内容が同じであつても、処分なり受け取り方が区々であるという問題がいろいろ出てまいりまして、これは行政の民主的運営という意味、人民の権利を保障するという制度の趣旨でございますので、できれば統一的な手続をつくつたらいいんじゃないかと、いろいろ中間報告をいたしております。

それから第三部会の、いわゆるお役所仕事のやり方を変えようという問題の中間報告は、ねらいますところは、お役所の仕事に競争というものが無いので、どういふふうにしたらよいかというものが、事態を改めていくという努力が出てくるものかということ、いろいろ検討をいたしました。経営の中で取り入れられておるいろいろなやり方、それをこの際思い切つて行政の中にも取り入れられる部分があるんじゃないかということ、進んだ経営の手法なり知恵を行政の運営の中にもでき得べくんば取り入れて、それをやってみよう、そして事務簡便を進めていく、ほんとうに国民に便利な行政を実現していくという意味の構想を報告しております。

中間報告の概要でございますが、以上でございます。

○石山委員 一週三回問題を検討するといふ委員会は、私どもの関知する限りはないようでございます。その点非常に敬意を表するわけなんです。この委員会の出発にあたりましては、行管長官なども非常に苦勞されて、われわれも固期的だと思ひながら、この問題の成否に対しては、かなりな疑問を持って臨んだものでございます。時あたかも経済的に非常に合理化という問題が出て、民間産業等にそろそろ冷たい風が吹き始めているところ合ひでもございまして、私どもは慎重な身がまえでこの問題に対処したわけでございます。この問題に、一生懸命にやっておられるし、かなり実態的にも進捗していると思つておられます。これは長官にお聞きしますけれども、たとえば、いま議論されていることは、いわゆる行管の中でその問題をあらためてチェックして、何か処理をしておりますか。

○川島国務大臣 臨時行政調査会は独自の立場で、独自の権限で検討を続けております。私としては、中間的報告は聞いておりませんが、また聞くつもりもございません。結論が出たなら、それを政府がいかに扱つかということなっております。したがって、いま臨調でやっていることを途中でいろいろ取り上げて、行管で研究することはいたしております。

○石山委員 川島長官らしい御答弁だと思ひます。あなたの御意見は、最初から七人委員会に全般的信頼を置いて、権限をふるわしてみたい、それを取り上げて、行政の中で処理していきたいという考え方のようでございますが、そのとおり今日までやってきたということでございます。それはいいのでございましてけれども、ただ、委員会を監督する官庁の長として、やはりある点は、たとえば期日までに答申が間に合うのかどうか——いま手がけている問題の中で、大体八つぐらいの

項目が新聞等でもあげられているわけなんです。先ほど事務局の御意見を聞いても、大体この新聞の分類が当たっているようでございますが、第一にあげられているものが、今後十年くらいの行政需要の調査、こう申しておられるわけですが、たとえば、答申の日程が追ってもなかなか結論が出なければ、何も十年なんて遠いことを見ないでも、まず答申の案をまとめてもらおうという事にならざるを得ないと思っております。これは事務局の方からでもいいですが、いま問題になっている第一は、今後十年くらいの行政需要の調査、二、行政事務の合理的配分についての仮設の設、三、中央官庁の調整、統合の方法、四、行政首長としての首相の立場、五、中央の政策決定、予算編成、人事管理などの機構の改組、六、文教、労働、法務、警察、外交などの行政改革、七、地方自治行政、道州制の検討、八、公団、公社その他の民間団体の再検討、この八つの項目は、大体いま問題にしていることを網羅しているわけですが、この中に、ぼくがちょっと感じて居るのは、憲法の問題に手を触れなければやりにくい問題があるわけですね。これもノータッチというふうな形で長官は見えていられるかどうか。

○川島国務大臣 臨時行政調査会に對しましては、監督、指導はもちろんのこと、何らの示唆も与えておりません。全く独自の検討にゆだねておるのであります。いまお説みのことは、問題点としていろいろあげたのでありませうけれども、最後の仕上げには、しぼられて現実的な問題として答申が出るのじゃないかと思っております。

す。もともと時限立法でありまして、来年の三月までに結論を出して政府に答申させることを前提として、委員の諸君に勉強願っておるわけでありませう。政府としては、憲法問題その他一切今日何も発言いたしておりません。全く臨調の結論を得まして、それをいかに取り扱うかということをおの上で考へる、こういう態度であります。

○石山委員 もう一べん、前の問題に關連するわけですが、憲法等の問題につきましても、これは一年かかるか二年かかるか、なかなか重大な問題になりますけれども、かなり即決してやれる省の統合、改廢の問題等もあるわけでございますが、そういうふうなものが、私の言うのは、決定的に七人委員が全部が全部集約しないと、いわゆる担当官庁の行管としてその問題を処理できないかどうかということですね。私は、これは時限法でもあつて、特にこの問題は急いでいるというふうなことに解釈しておつた。一ころ國民は、サービス精神に欠けて居る官僚に対して、あまり快く思つておらぬとかいろいろありましたから、これはやはりでき次第、行管としては、これをよく内容を検討して、順位なら順位をきめて、閣議決定なりあるいは次官會議とかいろいろな形できめて、法律化していかなければならぬ問題でございます。全部がきまらぬと、その中から取捨して実施していくというふうなことになる、これはどうなんですか。たとえば最近の例を取り上げれば、今年あるいは来年の春解散が行なわれる、自民党の総裁選挙が行なわれると、自民党の人事の内容も一変するかどうか知りませぬけれども、かなり

に変化が及ぶ。このことは、政治問題に對しては大きな影響を与えてござるを得ない。そうすると、七人委員会の答申というものは、たまたまのうき目にあるということになる。特に私が懸念しているのは、最初から官僚の抵抗はおさるべきものがあるだろうといふふうにいわれているわけですね。官僚の抵抗はおさるべきものがあるといふ中に、もう一つ、私は委員会を批判するわけではありませぬけれども、われわれの当初考へていた行草と首都圏整備の問題が、七人委員会の全体の調査と研究をおくらしてきて居るといふ心配も持つて居るわけですね。首都圏整備の問題を取り上げたために……これはわれわれが当初予想して居なかつたことなんです。ですから、せつかくい案が出てきても、卑近な政治の動き等をからみ合わせれば、緊急を要する問題であつても、たまたまのうき目であつて、たまたまのうき目を得ないのではありませんから、いよいよ、早く実施に移すために、七人委員会を全部が全部でき上がらなくても、行管としてはこれを着実に片づから検討して、第一、第二というふうな順位をきめておく必要が、この際そろそろ出てきかかっているのではないかと、これが私の意見です。

○川島国務大臣 臨時行政調査会のいまの方針は、最終的にきめて答申するのでなくて、結論の出たものから順次答申しようという方針のようでござりますから、政府に答申が出来ますれば、法律の条項によつて当然国会にも政府から報告いたします。その実現について努力をするつもりでおります。初めは、全部まとめて、つまり、来年の

三月末に一括して答申するのじゃないかと思つておつたのですが、最近の臨調の動きは、話のまとまつたものから順次政府に答申しようとする方針のようでござりますから、私もそれに對しては、どうも考へて居ります。

○石山委員 全くこれは手続上の問題でございますが、問題の重大さ等によつては必ずしも満場一致制というわけにはいかぬ点があると思つて居りますが、その場合には、どういふふうなやり方で答申の面にあらわして居るかということですね。

○川島国務大臣 それは臨時行政調査会の委員の諸君の中の話し合ひの問題でありまして、私もそれがそれに關与する範囲外でありますから、何とも申し上げかねるわけでありませぬ。

○石山委員 川島さんはいかに今回は慎重過ぎるほど……そろそろ答申が出る段階にきているからさうだと思つて居りますが、満場一致でなければ私のは受け付けませんという場合もあり得るでしょう。洗ひざらい何でも出してこいという場合もあるのですが、あなたがいま抱いて居る考へ方は一体何なんでしょうか。

○川島国務大臣 臨調の答申を見なければ、仮定の問題では何とも申し上げられないので、臨調の七人委員会がどういふ態度で居るかということによつて、政府はそのときに応じて処置したい、こういうのがいまの考へ方でありませぬ。

た、こういうふうな問題によつて質問した場合にはどうなんですか。

○井原説明員 この決議を出しますときのやり方は、国会の附帯決議等もございまして、委員会で申し合わせをいたしまして、英語を使つてはなんです。プリンシプルといふことですが、そういう要素について原則として全会一致という申し合わせができて居るわけですね。若干のニエアンスの違いがあつても、それで何もかも反対ということでは、七人の委員の方の申し合わせでございます。したがつて、若干の少数意見がつくということもあるように、委員会では申し合わせをして居るのであります。

○石山委員 この問題については、十分に今後とも七人委員会の方、専門委員会の方々に御努力を願つて、当初われわれが考へていたような成果をあげていただく。その場合に、特に長官にお願いをしておかなければならぬのは、世間で言つておられるところの、官僚諸君の、あるいは各省間のセクシヨナリズムによつて、それをゆがめられたような解釈が流布されて、答申の出る事前には不正事実がつけられるようなかつかつたことは、政治問題でございますから、これは十分カバーしてあげなければならぬだろうと思つて居ります。その点に關して、きよりの答弁を聞きましても、長官はあまりにも慎重に、自由の権限を七人委員会に与えているのだ、こういうふうな印象を与えるような答弁に終始して居るわけでございますから、十分その点は信頼できるだろうと考へて居ります。ただ、先ほど申し上げましたように、首都圏整備等





昭和三十八年五月二十八日印刷

昭和三十八年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局